一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　英サ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
京都府南丹市美山町島
英サ山　一番一から一番八まで
　二番から四番まで
　四番一
　四番乙
　五番
　五番丙
　六番一から六番四まで
　七番
英サ　二〇番乙
　二二番
　二二番乙
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
京都府南丹市美山町島
狐岩　四八番　一号
　四七番　二号
　四五番　三号及び四号
英サ山　一番二　五号
　四番　六号
　五番乙　七号
英サ　二五番　八号
　二七番　九号
　二〇番　十号及び十一号
　一九番　十二号
　一七番　十三号
　五番一　十四号
　一番　十五号

○国土交通省告示第七百六十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年七月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称
　ハウスタイルズ株式会社
二　住所
　東京都千代田区神田佐久間町三丁目九番三号
三　代表者氏名
　代表取締役　小島　隆
四　登録年月日
　平成二十二年七月五日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　ハウスタイルズ株式会社本店　東京都千代田区神田佐久間町三丁目九番三号

○海上保安庁告示第百七十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年七月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人　産業技術総合研究所　茨城県つくば市東一―一―一
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三六度二六分三〇秒東経一三六度一三分一九秒、北緯三六度二六分三〇秒東経一三六度一七分八秒、北緯三六度二二分一一秒東経一三六度一八分一九秒、北緯三六度二二分東経一三六度一七分五〇秒、北緯三六度一九分三秒東経一三六度一六分三三秒、北緯三六度一六分五八秒東経一三六度一三分三七秒、北緯三六度一五分二七秒東経一三六度九分二八秒、北緯三六度一五分三〇秒東経一三六度八分二七秒、北緯三六度一五分四一秒東経一三六度七分四〇秒、北緯三六度二〇分二二秒東経一三六度七分四秒の各点で囲まれる海域（陸域を除く）
ロ　期間　平成二十二年七月二十日から平成二十二年八月二十日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　九管区水路通報第二十六号（平成二十二年七月九日発行）

○海上保安庁告示第百七十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年七月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人　産業技術総合研究所　茨城県つくば市東一―一―一
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯四二度三二分三五秒東経一四〇度二五分、北緯四二度二八分三五秒東経一四〇度二九分、北緯四二度二二分東経一四〇度二五分三三秒、北緯四二度二二分三五秒東経一四〇度一八分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）
ロ　期間　平成二十二年七月二十日から平成二十二年九月二十日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　一管区水路通報第二十五号（平成二十二年七月七日発行）

○環境省告示第四十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月十五日

環境大臣　小沢　鋭仁

氏名又は名称	住所
日本技術開発株式会社	東京都中野区本町五丁目三十三番十一号
株式会社ワイド	長野県伊那市山寺三百十六番地
株式会社CTIサイエンスシステム	東京都中央区日本橋小伝馬町一番三号
株式会社ジェイペック	東京都中央区日本橋室町四―一―六
あおみ建設株式会社	東京都港区海岸三丁目十八番二十一号
ケイエムエンジニアリング株式会社	東京都文京区千石四丁目四十五番十七号

○四国地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十五日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	伊予市稲荷字明見前甲五四四番一から同市米湊字西ノ原四三一番一まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月十五日

○関東地方環境事務所告示第四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第四十三条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月十五日

関東地方環境事務所長　阿部　宗広